

令和5年度第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月7日（月）13時30分～14時00分
2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 2階 講堂
3. 議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 11件
議案第2号 農用地利用集積計画について 利用権の設定 6件
所有権の移転 1件
4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 2件
報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う
事業計画書の提出について 1件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件
5. 出席委員 15名
会長8番吉井亨、1番野口哲由、2番細谷修、3番中田好一、
4番農宮弘子、5番平山光子、6番篠崎輝武、7番池田繁雄、
9番石井政樹、10番市原勉、11番斉藤ひろ子、12番子安明宏、
13番秋山美徳、14番片岡孝、15番戸田敏一
6. 欠席委員 なし
7. 事務局 池田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員定数15名中、15名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和5年度第5回農業委員会定例総会
を開会いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ですが、本日は、3番中田委員と4番農宮
委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を
詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願い
いたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言
はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、2議案でございます。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、11件、議案第2号、農用地利用集積計画については、利用権の設定が6件、所有権の移転が1件でございます。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和5年7月28日午前9時より、2班の野口委員、平山委員、池田委員、市原委員、子安委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、市原委員より意見発表をお願いします。

10番　番号1について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、小沼田字上妻の畑、288平方メートルの農地です。転用の目的は、駐車場、カーポート2棟の設置です。転用に伴う埋立てはありません。雨水については、宅内処理です。7月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に、申請番号2から10につきまして、関連しておりますので一括して池田委員より意見発表をお願いします。

7番　番号2から10につきまして、関連がございますので、一括して説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による一時転用に伴う賃貸の申請です。申請地は、山口の田9筆、福俵の田2筆、上谷の田2筆、計13筆です。転用の目的は、関東天然瓦斯の送水管の工事に係る作業用地として一時転用するものです。埋立ては行いません。工事中は、誘導員を配置し、交通、防災に配慮します。7月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長　次に、申請番号11につきまして、平山委員より意見発表をお願いします。

5番　番号11について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、油井字クボ田の田749平方メートルの農地です。転用の目的は、資材置場です。埋立ては行わず、砂利を敷くのみで、雨水については宅内処理です。必要な書類も添付されており、7月28日に現地を確認しましたが、特に問題ないものと思われま。

議長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金九十九里有料道路の小沼田インターチェンジの北東、約900メートルに位置しています。転用の目的は、駐車場です。本事業は、譲受人の自宅に駐車場が無いため、自宅前の農地を譲り受け、カーポートを2棟設置し、譲受人が所有する車の他、同居している譲受人の甥、近所に住む譲受人の弟、及び来客用に、自家用車4台、バイク3台、自転車3台、冬用タイヤ及び整備工具の作業台置場とするものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。

申請番号2から10は、工事に伴う一時転用の申請です。場所は、福俵駅の北東、約1.2キロメートル、及び福俵駅の南東、約2.5キロメートルに位置する農地です。転用の目的は、譲受人が管理する送水管の維持管理工事のための作業用地として一時転用しようとするものです。立地基準につきましては、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号11は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南東、約400メートルに位置しています。転用の目的は、資材置場用地です。本事業は、譲受人が木製建築部材の加工販売業を営んでおり、今年6月に木造非住宅向けの加工機械を導入し、事業の拡大に伴い、自社が営む東金工場の資材置場不足の解消のため、新たに資材置場を確保するものです。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されております。説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。
次に、議案第2号、農用地利用集積計画について審議に入ります。
農政課より説明願います。

農政課 議案第2号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。
別冊の「令和5年第8次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和5年第8次農用地利用集積計画」についてお諮りします。
利用権の設定、6件、面積合計、15,202平方メートル、内訳、10年、6件、面積合計、15,202平方メートル、所有権の移転、1件です。
まず、利用権の設定ですが、全て中間管理機構を介しての申し込みとなりました。1ページが10年の利用権設定管理台帳、2ページから7ページが機構より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規就農者への貸し付けで、2番から6番は基盤法による利用権設定からの切り替えで幸田の認定農業者に貸し付けとなっています。
次に、8ページを飛ばしまして9ページが売買の管理台帳、10ページが売り手・買い手より提出のありました各筆明細書になります。買い手は福俵の認定農業者であり、育苗用のビニールハウスを設置している自己所有の農地と一体的に利用する計画です。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は11ページ、売買の買い手の農業経営状況は12ページに記載しておりまして、こちらは農家台帳の情報を基に作成しています。なお、利用権設定1番の新規就農者については認定新規農業者の申請もされており、別途営農計画を聴取し、基準を満たしていると考えられます。いずれの農業者も農作業従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われまます。
利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。
議案第2号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、報告第1号から第3号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページから9ページをお願いします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。6月26日から7月25日までに受付した案件は2件です。相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の10ページをお願いします。

報告第2号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について」です。認定電気通信事業者による携帯電話事業にかかる基地局の工事に伴い事業計画書が提出されたものでございます。

議案書の11から12ページをお願いします。

報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」です。8件の照会があり、現地調査を7月10日、7月24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和5年8月7日